

生駒市条例第 39 号

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 24 日

生駒市長 山下 真

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

生駒市生涯学習施設条例（平成 23 年 9 月生駒市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条を第 22 条とし、第 20 条の次に次の 1 条を加える。

（別館の設置等）

第 21 条 たけまるホールに別館を置く。

2 別館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
生駒駅前図書室	生駒市北新町

3 別館については、第 4 条から第 18 条まで及び前条の規定は、適用しない。

4 別館における第 19 条の規定の適用については、同条中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において生駒市教育委員会が規則で定める日から施行する。